

大口町告示第23号

大口町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年大口町告示第10号）の一部を次のように改正する。

別表サービス種別の欄中「現行相当」を「従前相当」に改め、同表第1号通所事業（通所型サービス）の部に次のように加える。

通所型サービス（多様なサービス）	通所型サービス A	通所介護施設において、現行相当のサービス基準を緩和した基準で必要な日常生活上の支援を行う。	10円に単価告示に定める大口町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
	通所型サービス C	通所介護施設において、医療・介護等専門職の支援を受けて、運動器の機能向上若しくは認知機能の維持改善を図るため、6か月以内の短期間で集中して支援を行う。	別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。